

自然災害発生時におけるBCP

業務継続化計画

法人名 : 株式会社 さんりん舎

施設・事業所名 : 森のデイサービス さんりん舎

代表者名 : 代表取締役 村上 登

管理者名 : 村上 登

所在地 : 山梨県北杜市大泉町西井出 8 2 4 0 - 5 3 5 4
電話番号 : 0 5 5 1 - 3 8 - 2 2 0 3

作成日 : 2024年2月1日
改訂日 :

目次

第1章 総論

1. 基本方針
2. 推進体制
3. リスクの把握
4. 優先する業務
5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

第2章 平常時の対応

1. 建物・設備の安全対策
2. 電気が止まった場合の対策
3. ガスが止まった場合の対策
4. 水道が止まった場合の対策
5. 通信が麻痺した場合の対策
6. システムが停止した場合の対策
7. 衛生面(トイレ等)の対策
8. 必要品の備蓄
9. 資金手当て

第3章 緊急時の対応

1. BCPの発動基準
2. 行動基準
3. 対応体制
4. 対応拠点
5. 安否確認・連絡
6. 職員の参集基準
7. 施設内外での避難場所・避難方法
8. 重要業務の継続
9. 職員の管理
10. 復旧対応

第4章 他施設との連携

1. 連携体制構築の検討

第5章 地域との連携

1. 被災時の職員の派遣
2. 福祉避難所の運営

第1章 総論

1. 基本方針

①利用者の安全確保

- a 介護施設利用者は重症化リスクが高く自然災害が発生した場合深刻な人的被害が生じる危険性があるため利用者の安全確保に努める。
- b 通所介護施設のため安全確保を最優先し速やかに利用者家族等に利用者様を引き渡す事に努める。

②サービスの継続

介護事業者は利用者の健康、身体及び生命を守るため自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備をすることが必要である。万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合も利用者への影響を極力抑えるよう務める。

③職員の安全確保

復旧作業や業務継続を図るうえで職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講ずることが必要である

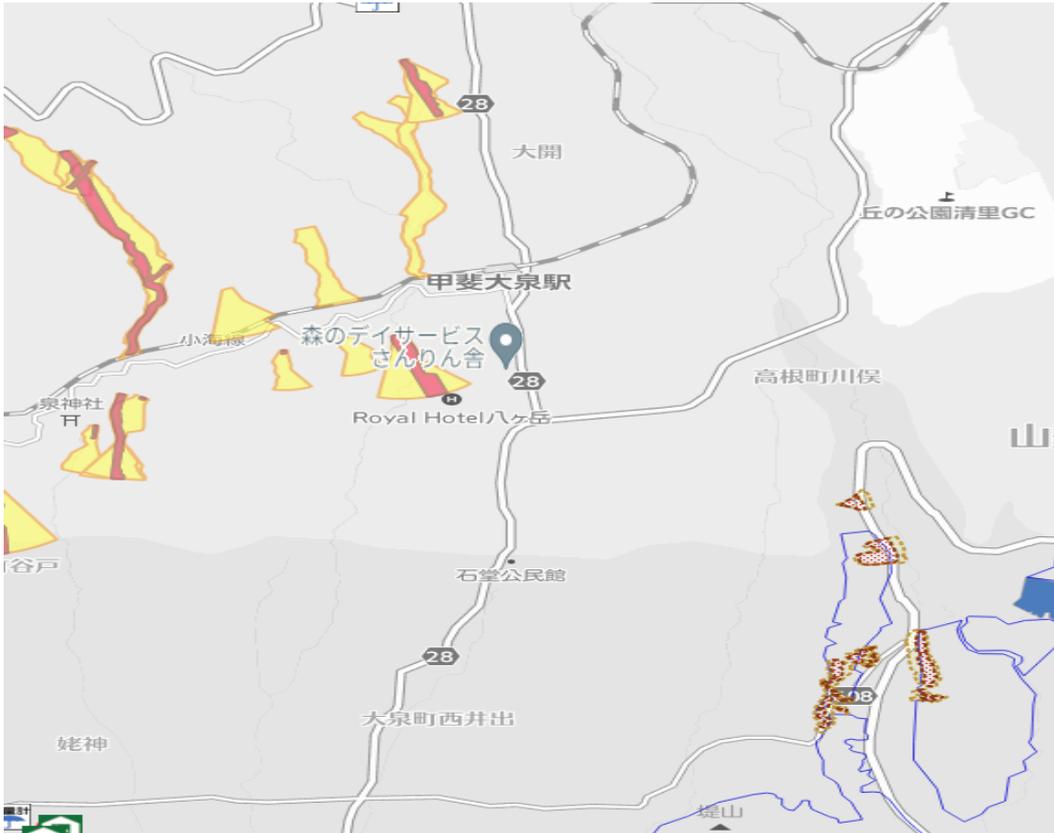
2. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は以下の通りとし、各担当職員は災害時に備えてあらかじめ想定しておくことが必要である

役割	対策本部における職務	
災害対策統括責任者	代表取締役 代理：管理者	<ul style="list-style-type: none">・対策本部組織の統括、全体統括・緊急対応に関する意思決定・平常時はマニュアル等の管理
情報収集・連絡班	事務職 相談員	<ul style="list-style-type: none">・統括責任者のサポート・利用者（家族）・職員関係機関への連絡・災害に関する情報収集・平常時はラジオや情報収集ツールの管理
消化班	介護職員	<ul style="list-style-type: none">・火災発生時の消火活動・平常時は消火器の管理
救護班	看護職員	<ul style="list-style-type: none">・傷病者や体調不良者の救護・平常時は薬や消毒液など救急用品の管理
避難誘導	介護職員 送迎係	<ul style="list-style-type: none">・利用者の避難誘導・搬送・利用者の安全確保・平常時は避難経路の確認
備蓄品管理	事務職 業務係	<ul style="list-style-type: none">・平常時の物資備蓄、非常時の物資持ち出し・平常時の施設、設備の点検

3. リスクの把握

①ハザードマップなどの確認



凡例の説明



土砂災害	
<p>◆土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。</p> <p>◆土砂災害特別警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。</p>	
	<p>土砂災害特別警戒区域（急傾斜）</p> <p>急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。</p>
	<p>土砂災害警戒区域（急傾斜）</p> <ol style="list-style-type: none"> 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
	<p>土砂災害特別警戒区域（土石流）</p> <p>急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。</p>
	<p>土砂災害警戒区域（土石流）</p> <p>土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</p>
	<p>土砂災害警戒区域（地すべり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域
	<p>山腹崩壊</p> <p>集中豪雨等で山腹崩壊、土石流、地すべり等が発生する恐れのある山腹面や渓流等を、林野庁が定める調査要領に基づき、判定して整理した区域。 ※林野庁から示された調査要領に基づき判定したもので、この地区は法律に基づく、制限・規制がされるものではありません。出典：「山梨県山地災害危険地区位置情報（山梨県森林環境部提供資料より作成）」</p>

②被害想定

【自治体公表の被害想定】

・南関東直下プレート境界値及び活断層の地震を想定

市内全域で震度5強から6弱と想定される

液状化： 若干の危険性がある

災害危険地域の指定： 警戒区域外

事業所周辺の状況： 災害マップより隣接する地域が土砂災害特別危険区域・土砂災害危険区域に指定されている。地すべりの可能性あり

建物への影響： 外壁の破損落下・雑壁の損傷主要構造物（支柱等）のひび割れが想定される

その他： 冬場は火災の発生の危険が高まる

・台風・大雨による水害

釜無川洪水が想定が想定されている（事業所からは直線距離で約10km離れている）

災害危険地域の指定： 警戒区域外

事業所周辺の状況： 災害マップより隣接する地域が土砂災害特別危険区域・土砂災害危険区域に指定されている。大雨による土砂災害の可能性あり

建物への影響： 暴風による樹木の倒木被害や窓ガラスが割れる被害が想定される

4. 優先する業務

出勤率	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
業務基準	安全と生命を守る為の必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止もしくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	通常どおり
食事介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	通常通り
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	通常通り
入浴介助	中止	中止	適宜清拭・シャワー浴	通常通り
排泄	ポータブルトイレ・おむつ	ポータブルトイレ・おむつ	復旧見込み	復旧

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

具体的な災害を想定した訓練を年2回実施する。

訓練では、職員が役割分担に応じた行動手順を実施し、利用者にも参加してもらう。

自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練の中で検証する。訓練実施は必要に応じて訓練参加者でミーティングを行い訓練状況の検証をおこない、本計画の意見直しを行う。

第2章 平常時の対応

1. 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

設立地場所の地形等

森のデイサービスさんりん舎は、小海線甲斐大泉駅上に位置し、八ヶ岳南麓の裾野、標高1090mに所在する。木造平屋建て建物1棟からなる

令和2年11月建設の為現在の耐震基準を満たしている

②設備の耐震措置

共有スペース、事務所など職員や利用者が利用するスペースでは設備や什器備品類の転倒や転落、破損等の防止措置を講じる

不安定な物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ

③風水害対策

施設周辺の水路が氾濫の恐れがないか、建物が浸水による危険性があるか周囲の状況を定期的に確認する
暴風により危険性がある箇所がないか定期的に確認する。

2. 電気が止まった場合の対策

自家発電等：必要最低限の電力供給は可能。

暖房機器：非常用備品の電源不要ストーブ対応。

3. ガスが止まった場合の対応

調理機器：カセットコンロで対応、ガスボンベの備蓄

給湯設備：プロパンガスの為機器に破損がなく電気が利用可能であれば使用できる

4. 水道が止まった場合

飲料水：非常用備蓄ペットボトル

生活用水：非常用備品のポリタンクにて敷地沿い農業用水路より取水。

5. 通信が麻痺した場合の対策

固定電話：停電となった場合は基本として使用不可。自家発電等にて最小限対応可能

携帯電話：停電となっても基地局に電源が供給されてる状況ならば使用可能、災害掲示板を使用し連携を取り合う。

6. システムが停止した場合の対策

パソコン：施設内が停電した場合は基本として使用不可。手書きなどにより日常書類を作成する、自家発電等にて最小限対応可能。

停電などによりデータが損失する可能性があるのでファイサーバにバックアップすることが必要

7. 衛生面（トイレ等）の対策

断水や停電により上水道が停止するとトイレを使用することができなくなる

ポータブルトイレやおむつにて対応する

汚物などの排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外で一時保管する場所を設置

8. 必要品の備蓄

在庫量と必要量を確認、3日分の必要品を備蓄する

食料品や消耗品など在庫リストを作成する

9. 資金手当て

小口現金は20万円以内

休業補償・職員保険・自動車保険はあいおいニッセイ同和損保に加入

火災保険は損害保険ジャパンに加入

第3章 緊急時の対応

1. BCP発動基準

【地震】

本書に定める緊急体制は、北杜市周辺において震度5強以上の地震が発生したとき

【水害】

危険レベル3以上、北杜市周辺において避難指示が発令したとき

2. 行動基準

被災時における個人の行動基準

- ・自身及び利用者の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること

- ・二次災害への対策

安全が確保できる状況になったら、火災や建物倒壊の危険性がないか点検を行い、危険個所は立ち入り禁止などの措置を講じること

3. 対応体制

情報班：行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ統括本部長に報告

消化班：地震発生直後は直ちに火元の点検、ガス漏れの有無などの確認を行い、出火の防止に万全を期すとともに出火の際は消火に努める。

救護班：負傷者救出、応急手当、救急時は救急車等の手配し病院などの搬送。

備蓄管理：食料や飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出し飲料水の配布を行う。

4. 対応拠点

屋内拠点：事務所

屋外拠点：社用車駐車場

5. 安否確認・連絡

利用者：当日利用の利用者については避難後速やかに安否確認をする

当日利用者家族等に通信網の復旧後安否連絡をする。

(基本的に当施設に家族等が迎えに来る事となるので連絡調整に努める)

利用日でない利用者は電気・通信網の復旧後安否確認を順次行う

職員：当日勤務の職員は避難後速やかに点呼・安否確認を行う

当日勤務ではない職員は電気・通信網の復旧後安否確認を順次行う

リーダー業務担当者が安否確認を行う

リーダーは利用者、職員の安否の確認後統括責任者に報告

6. 職員の参画基準

被害状況に応じて災害統括責任者の判断による。通信回線が不能な震災が発生した場合は連絡がなくとも自主的に集合する。ただし自宅が被災し家族の安否が不明な場合や道路閉鎖が発生している場合は参集できない事態と考えられる。このような場合は職員各々の判断となる

7. 施設内外での避難場所・避難方法

初動時避難：施設内では食堂に避難、施設外では社用車駐車場に避難、誘導スタッフの指示により通常独歩の利用者も状況に応じて車いすを利用、ヘルメット着用するなど迅速かつ安全に避難する

滞在待機避難：当施設は立地的に水害などの被害を受ける可能性は低いため地域の避難場所より安全でかつ地域の避難場所への移動等を考慮すると当施設を避難場所拠点とする。

壊滅時避難：地震等による施設等が壊滅被災した場合、行政等の指示を仰ぎ連携し避難場所、避難方法を検討する。

8. 重要業務の継続

災害と経緯	6時間後	1日後	3日後	7日後
出勤率	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
業務基準	安全と生命を守る為の必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止もしくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	通常どおり
電力	自家発電	自家発電	復旧見込み	復旧
水道水	備蓄水を使用	備蓄水を使用	復旧見込み	復旧
食事介助	非常食	非常食	光熱水復旧の範囲で調理開始	通常通り
食事介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	必要な利用者に介助	通常通り
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	通常通り
入浴介助	中止	中止	適宜清拭・シャワー浴	通常通り
排泄	ポータブルトイレ・おむつ	ポータブルトイレ・おむつ	復旧見込み	復旧
洗濯等	使い捨て対応	必要最低限	必要に応じて	通常通り
情報管理	PC停止・紙ベース	PC停止・紙ベース	復旧見込み	復旧

9. 職員の管理

・休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期帰宅できない状況も考えられる。基本的には事業所の事務所・食堂を利用し既存・備蓄の寝具を利用する。状況によっては交代で本社にて仮眠をとる

・勤務シフト

災害発生後職員が長期帰宅できず長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数によりなるべく負担の軽減に配慮して勤務体制を組むようにする。

10. 復旧対応

・破損個所の確認

大きな破損がないか破損個所を確認する。内壁・外壁・窓ガラス、家具など巡回確認をする。

・業者連絡先一覧

区分	機関名	電話番号	F A X 番号	
行政機関	消防	長坂消防署	0551-32-2508	
	警察	北杜警察署	0551-32-0110	
	市	北杜市役所（福祉担当課）	0551-42-1334	
		北杜市役所（包括支援センター）	0551-42-1336	0551-47-3778
	中北保健福祉事務所	0551-22-3444	0551-22-3445	

	県	(長寿介護課)	0551-23-3444	0551-23-3449
		障害福祉課	055-223-1463	
ライフライン	電気	東京電力 カスタマーセンター	0120-995-007	
	ガス	ミツウロコ 峡北店	0551-47-2005	0551-47-4440
	水道	北杜市役所 (北部上下水道センター)	0551-42-1454	
	電話	N T T 東日本	0800-3330111	
協力機関	協力医療機関	甲陽病院	0551-32-3221	
取引先	食材関係	タイヘイ株式会社	055-240-1877	
		オギノ食糧株式会社 (本部)	055-222-5181	055-228-4583
	設備関係	弘成防災設備	055-244-7181	055-244-7182

・情報発信

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、SNSなどを利用して情報発信をする。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査する

第4章 他施設との連携

1. 連携体制構築の検討

連携のある医療機関

利用機関名	電話番号	FAX
北杜市立甲陽病院	0551-32-3221	0551-32-7191
森の診療所	0551-30-7887	
きよさと診療所	0551-48-4631	
いいづかクリニック	0551-45-7600	

第5章 地域との連携

1. 被災時の職員の派遣

今後山梨県災害派遣福祉チーム (山梨DWA T) に職員の登録を検討する。

2. 福祉避難所の運営

福祉避難所の指定はないが社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましい。その為、被災時に近隣住民などの受け入れの要望に沿うことができるよう受け入れに関する諸条件を整理しておく (諸条件: 受入可能人数・受入場所・受入期間・受入条件)

また、必要物資の確保や支援人材の確保が重要であり社会福祉協議会などの関係団体と協議し、ボランティアの受入方針などについて検討しておく。